

公益社団法人 神奈川県ペストコントロール協会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人神奈川県ペストコントロール協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を横浜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、人や生活環境に対し衛生上、経済上の害を与える有害生物（以下「有害生物等」という。）の防除に関する専門的知識の習得と、技術の研鑽を図ることにより、神奈川県下における公衆衛生の向上と防疫活動に貢献するとともに、有効・適切な技術を総合的に組み合わせ、人の健康に対するリスクと環境への負荷を最小限にとどめるような防除法（以下「総合防除」という。）を普及して住みよい社会の構築を目指すことを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の公益目的事業を行う。

- (1) 有害生物等の防除及び感染症予防並びに災害時等における消毒に関する事業
- (2) 有害生物等の防除等に関する相談及び啓発事業
- (3) 有害生物等の総合防除等に関する講習会、研修会の開催及び総合防除等の推進事業
- (4) 有害生物等に関する情報の収集、提供及び機関誌の発行事業
- (5) 防除施工保証制度に関する事業
- (6) その他公益目的達成のために必要な事業

2 前項の公益目的事業は、神奈川県で行う。

3 この法人は、第1項の公益目的事業のほか、収益事業等として次の事業を行う。

- (1) 資格登録事業及び経営相談等に関する事業
- (2) その他この法人の目的達成のために必要な事業

4 第2項の規定にかかわらず、第4条第1項第1号に規定する公益事業は、災害等が発生し、行政機関等からの要請があった場合は、神奈川県外においても従事することができる。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員 県内に営業所を有する防疫又は有害生物の防除を目的とする事業者で、この法人の目的に賛同する個人又は法人

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の目的達成に賛助協力する個人又は法人

2 前項の会員のうち正会員と賛助会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格取得)

第6条 正会員又は賛助会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 理事会は、前項の申し込みをした者が、総会において別に定める入会の基準を満たすときは、その入会を承認しなければならない。

3 前項の規定により、理事会が入会の承認をしたときは、会員名簿に所定の事項を記載するとともに、申込者にその旨通知する。入会を拒否したときは、直ちにその旨を通知する。

(経費の負担)

第7条 正会員又は賛助会員になった者は、理事会において定められた入会金及び会費を納入しなければならない。

2 この法人の運営上特に必要があるときは、理事会の決議を得て臨時会費を徴収することができる。

3 既に納入した会費その他の拠出金品は、これを返却しない。

(任意退会)

第8条 会員は、いつでも会長に届け出て退会することができる。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が、次の各号の一つに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 総会員の同意があるとき

(2) 死亡又は解散したとき

(除名)

第10条 会員は、次の各号の一つに該当するときは、第18条第2項に規定する総会の特別決議により、除名することができる。

(1) 会費を6ヶ月以上納入しないとき

(2) この法人の名誉を棄損し、又はこの法人の定款に反する行為をしたとき

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該総会日の2週間前までに当該会員に通知し、かつ、総会で弁明の機会を与えなければならない。

3 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、正会員及び賛助会員をもって構成する。

2 前項の総会は、法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第12条 総会は、次の事項及び法人法に規定する事項に限り決議する。

- (1) 入会の基準
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事（以下「役員」という。）の選任並びに解任並びに理事の任期の短縮
- (4) 役員報酬等の額及びその支給基準
- (5) 法人法第113条に規定する役員責任の一部免除
- (6) 役員責任の一部免除を受けた者への退職慰労金の支給
- (7) 定款の変更
- (8) 事業の全部又は一部の譲渡
- (9) 解散及び継続
- (10) 合併契約の承認
- (11) 残余財産の帰属の決定
- (12) 役員が総会に提出し、又は提供した資料を調査する者の選任
- (13) 会員による招集の請求により招集された総会における法人の業務及び財産の状況を調査する者の選任
- (14) 計算書類及びこれらの附属明細書並びに財産目録の承認

2 総会は、前項第12号又は第13号に掲げる事項を決議する場合を除き、あらかじめ総会の目的として通知された事項以外の事項について決議することはできない。

(開 催)

第13条 総会は、定時総会として毎年2月に1回開催するほか、必要に応じ開催する。

(招 集)

第14条 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総会の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(招集通知)

第15条 会長は、総会の日々の2週間前までに、会員に対し、日時、場所、目的を記載した書面により、通知しなければならない。

(議 長)

第16条 総会の議長は、総会ごとに、出席した会員又は会員たる法人の代表者のうちから選任する。

(議決権)

第17条 会員は、総会において各1個の議決権を有する。

(決 議)

第18条 総会の決議は、総会員の過半数を有する会員が出席し、出席会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議は、総会員の半数以上でかつ総会員

の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 法人法第113条第1項に規定する役員の実任の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 事業の全部の譲渡
- (6) 解散及び継続
- (7) 合併契約の承認
- (8) その他法令で定められた事項

3 役員を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。役員候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第19条 総会に出席できない会員は、委任状を会長に提出して、代理人にその議決権を代理行使させることができる。この場合においては第18条の規定については総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 会長は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上11名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を会長とし、会長以外の理事の中から2名以内を副会長とし、1名を常務理事とする。

3 第2項のうち会長を、法人法上の代表理事とする。

4 第2項のうち、副会長、常務理事を法人法上の業務執行理事とする。

(役員選任)

第22条 役員は、総会において選任する。

2 監事の選任に関する議案を総会に提出する場合は、監事の同意を得なければならない。

(役員資格)

第23条 この法人の理事のうち、当該理事及びその配偶者又は三親等以内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である

理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても同様とする。

2 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として政令で定める者である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えないものであること。監事についても同様とする。

3 次に掲げる者は、役員となることができない。

(1) 法人

(2) 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

(3) 法人法若しくは会社法の規定に違反し、又は法人法第65条第1項第3号に掲げる罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(4) 前号に規定する法律以外の法令の規定に違反し、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）

4 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務)

第24条 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

2 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。

3 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。

4 理事は理事会を構成し、業務を執行する。

5 会長、副会長及び常務理事は3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に辞任した役員補欠として選任された役員任期は前任者の残任期間とする。

3 役員については、再任を妨げない。

4 役員は、辞任又は任期満了後において、第21条第1項で定めた役員員数が欠けた場合には、後任者が就任するまで役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 役員はいつでも総会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総会員の半数以上で、かつ総会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

2 第10条第2項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。この場合において、同条第2項中「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(役員の実義義務)

第28条 役員は、法令、定款及び規約並びに総会の決議を遵守し、この法人のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員の実報)

第29条 役員は、原則として無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支払うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、役員には、費用を弁償することができる。

3 第1項ただし書きに規定する報酬の支給基準については、種類、金額の算定方法、支給の方法及び形態が明らかになるように、総会の決議により定めるものとする。

(賠償責任の免除)

第30条 この法人は、役員の実法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第6章 顧問及び特別顧問

(顧問)

第31条 この法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、この法人の会員で、この法人に功績があった者の中から、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、無報酬とする。ただし、費用を弁償することができる。

(特別顧問)

第32条 この法人に、特別顧問を置くことができる。

2 特別顧問は、会員以外の有識者でその技術、知識等がこの法人の公益活動に益すると認められた者の中から、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

3 特別顧問は、無報酬とする。ただし、費用を弁償することができる。

(顧問及び特別顧問の職務)

第33条 顧問は、理事会においてこの法人の事業運営に関し、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

2 顧問及び特別顧問は委員会活動に関し、委員長の実問に応じ意見を述べるることができる。

3 顧問及び特別顧問の任期は、2年とし再任することができる。

第7章 理事会

(構成)

第34条 この法人に、理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第35条 理事会は、次の事項を決議する。

- (1) 総会の招集の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定並びに解職
- (4) 重要な財産の処分及び譲受け
- (5) 多額の借財の決定
- (6) 重要な使用人の選任及び解任
- (7) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (8) この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
- (9) 第30条に規定する損害賠償責任の一部免除
- (10) 委員会の設置及び運営に関すること
- (11) その他この法人の業務の執行に関する事項（総会の決議を要する事項を除く。）

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会を招集しようとするときは、会長は理事会の日の1週間前までに、役員に対し、理事会の目的である事項及び日時並びに場所、その他必要な事項を記載した文書により通知を発しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、役員の実数の同意があるときは、理事会は招集の手続きを経ることなく開催することができる。
- 4 会長が欠けたとき、又は、会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

- 第38条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、その決議に特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 2 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議をもって、会長が定める。
 - 3 この法人が所有する株式（出資）について、その株式（出資）の発行会社に対して株

主等としての権利を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事総数（理事現在数）の3分の2以上の承認を要する。

- (1) 配当の受領
 - (2) 無償新株式の受領
 - (3) 株主割当増資への応募
 - (4) 株主宛配布資料の受領
- (議事録)

第39条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 前項の議事録に署名し又は記名押印する者は、理事会に出席した会長及び監事とする。ただし、会長の選任を行う理事会については、他の出席した理事全員が記名押印する。

第8章 委員会及び事務局

(委員会)

第40条 この法人に理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、理事会で定める。

(事務局)

第41条 この法人に、事務局を置く。

- 2 事務局の組織、内部管理に必要な規約その他については、理事会で定める。

第9章 財産及び会計

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 会長は、各事業年度の開始の日の前日までに事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 会長は、毎年2月に次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ監事の作成した監査報告を添付して、理事会の承認を経て、総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第7号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
- (4) 貸借対照表の附属明細書
- (5) 正味財産増減計算書
- (6) 正味財産増減計算書の附属明細書
- (7) 財産目録

2 前項各号に規定する書類は、当該事業年度経過後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

3 貸借対照表は、通常総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第45条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類に記載するものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款を変更するときは、第18条第2項に規定する総会の決議をしなければならない。ただし、認定法第11条第1項に規定する事項については、あらかじめ行政庁の認定を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第50条の規定はこれを変更することができない。

(合併)

第47条 この法人が合併（当該合併に関し認定法第11条第1項の変更の認定の申請をする場合を除く。）するときは、あらかじめ認定法第24条第1項に規定する届出をし、又は認定法第25条に規定する認可を受け、総会の決議をしなければならない。

(事業の全部又は一部の譲渡)

第48条 この法人が事業の全部又は一部の譲渡（当該事業の譲渡に関し認定法第11条第1項の変更の認定の申請をする場合を除く。）をするときは、あらかじめ認定法第24条第1項に規定する届出をしたうえで、第12条に規定する総会の決議をしなければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次の事由により解散する。

(1) 第18条第2項に規定する総会による解散の決議があったとき

(2) 会員が欠けたとき

(3) 合併（当該合併によりこの法人が消滅する場合に限る。）

(4) 破産手続開始の決定

(5) 裁判所による解散命令があったとき

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第50条 公益認定の取消し処分を受けた場合において、認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、その取消しの日から1箇月以内に類似の事業を目的とする他の公益社団法人又は公益財団法人に贈与しなければならない。

2 合併によりこの法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益社団法人又は公益財団法人であるときを除く。）において、認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産額があるときは、その合併の日から1箇月以内に類似の事業を目的とする他の公益社団法人又は公益財団法人に贈与しなければならない。

（剰余金の処分制限）

第51条 この法人は、会員その他の者に対し、剰余金の配分をすることはできない。

2 会員に剰余金の配分をする総会の決議は無効とする。

（残余財産の帰属）

第52条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は認定法第5条第17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益社団法人又は公益財団法人に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

（公 告）

第53条 この法人の公告方法は、電子公告による方法とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法とする。

（帳簿及び書類等の備付け並びに閲覧）

第54条 この法人は、次の各号に掲げる帳簿及び書類等を主たる事務所に備えておかなければならない。

（1）定款

（2）会員名簿

（3）総会で議決権代理行使した場合の委任状

（4）会計帳簿

（5）事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資に係る見込みを記載した書類

（6）正味財産増減計算書、貸借対照表及び事業報告並びにこれらの附属明細書

（7）財産目録

（8）役員名簿

（9）役員の報酬等の支給基準

（10）許認可等及び登記に関する書類

（11）その他法令に定める帳簿及び書類

2 帳簿及び書類等の備置き期間並びに閲覧については、法令に定めるものの他、情報公開規定に定めるものとする。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は山口健次郎、副会長は原島利光、大友忠男、常務理事は重岡弘とする。

附 則（平成26年2月26日改正）

- 1 この定款は、平成26年2月26日から施行する。